

戸籍に記載される 振り仮名の通知書が届きます

詳しくはこちら



令和7年5月26日に施行された改正戸籍法により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載されることになりました。

稲沢市が本籍地の方には、「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が8月上旬にはがきで郵送されますので必ずご確認ください。



▲戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」



▲通知書のイメージ

通知書が届く

※通知の内容は令和7年5月26日時点の情報となります

× 振り仮名が間違っている場合

既に振り仮名の届け出をした方にも通知は郵送されますが、再度の届け出は不要です

○ 振り仮名が正しい場合

届け出は不要

通知書に記載された振り仮名が、令和8年5月26日以降にそのまま戸籍に記載されます

届け出が必要

令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届け出をしてください。届け出に手数料はかかりません。 ※郵送の場合は郵便料金のご負担をお願いします

①オンライン（マイナポータル）での届け出

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから届け出が可能

オンラインでの
届け出はこちら▶



②最寄りの市区町村窓口での届け出

稲沢市では市役所市民課、支所、市民センターの窓口で届け出が可能
※必ず本籍地の市区町村から届いた通知書を持参してください

●臨時受付窓口

時 8月1日(金)～10月31日(金)、午前8時30分～午後5時
(最終受付は午後4時30分。土・日曜、祝休日を除く)

場 市役所大会議室

③本籍地市区町村への郵送での届け出

市ホームページから届け書の様式をダウンロードし記入の上、本籍地市区町村へ郵送

窓口が混み合うことが予想されるため、来庁せずに届け出が可能なオンライン(マイナポータル)などでの届け出をお願いします

よくある質問

Q1. 氏の振り仮名の届出人は？

A.原則として戸籍の筆頭者が届出人となります。

Q2. 名の振り仮名の届出人は？

A.本人が届出人となります。なお、15歳未満は法定代理人、15歳以上18歳未満は法定代理人または本人が届出人となります。

Q3. 通知書に記載された振り仮名が正しい場合は、届け出をしなくても問題ない？

A.問題ありません。届け出をしなくても令和8年5月26日以降に、通知書に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

Q4. 私の名前は「京子」ですが、通知書には「キヨウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届け出をする必要がありますか？

A.届け出が必要です。正しい振り仮名は小さい「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ツ」などであるにもかかわらず、通知書に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届け出をしてください。

Q5. 通知書に記載された振り仮名を現在使用していますが、これと異なる振り仮名で届け出をするとうなりますか？

A.一定の要件を満たせば、異なる振り仮名の届け出も可能ですが、通知書に記載された振り仮名を他の行政手続(旅券、年金の受け取りなど)で登録している場合、異なる振り仮名で届け出をすることにより、他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座などの名義変更が必要になりますのでご注意ください。

問い合わせ先

通知書に記載された内容について

●稲沢市コールセンター

☎ 32-2426

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜、祝休日、年末年始を除く)

※8月1日(金)から利用可能

制度や届出方法などについて

●法務省コールセンター

☎ 0570-05-0310

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜、祝休日、年末年始を除く)

